

# 西条市農業委員会 平成30年度第12回総会 議事録

1. 日 時 平成31年3月5日(火) 午後2時00分から午後3時00分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 95.83%  
推進委員 出席者 21名 欠席者 9名 出席率 70.00%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	9番	長谷川 孝師	17番 青野 武
	2番	明比 典正	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	3番	徳増靖記	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	4番	加藤 武司	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	5番	松本 義之	14番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	6番	白石 利恵子	15番	山内 隆	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	

## ○欠席者氏名

18番 佐伯 賢造 22番 戸田 博明

## ○推進委員出席者氏名

委 員	2番	石橋 和歆	10番	安藤 英利	23番	永井 正幸
	3番	一色 達夫	11番	栗田 房信	26番	越智 勝邦
	4番	高橋 豊重	12番	森田 忠茂	27番	玉井 隆志
	5番	伊藤 正夫	13番	一色 和成	28番	桑原 俊樹
	6番	伊藤 龍二	14番	稲井 重弘	30番	今井 文雄
	7番	日野 哲也	15番	武田 義臣		
	8番	宮武 恭宏	17番	垂水 久明		
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		

## ○欠席者氏名

1番 渡辺 春正 16番 瀬良 隆彦 18番 四之宮 明 19番 眞鍋 幸正  
20番 高橋 正 22番 佐伯 美一 24番 石川 清幸 25番 渡部 靖  
29番 曾我 敏数

## 5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について  
議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について  
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 谷本 仁志  
事務局次長 渡邊賢一郎  
事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

## 7. 議事内容

議長 ただ今から、平成30年度 第12回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

議事録署名人及び書記の指名

議長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。  
玉井一男 委員、玉井 明 委員の両委員をお願いいたします。  
なお、欠席届出が、農業委員 18番 佐伯賢造 委員、  
22番 戸田博明 委員  
推進委員 1番 渡辺春正 委員 19番 眞鍋幸正 委員、  
20番 高橋 正 委員、22番 佐伯美一 委員、  
25番 渡部 靖 委員から出ておりますので、ご報告いたします。  
ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 井上、越智の両君をお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

151号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

152号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

153号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

154号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

155号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

156号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

157号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

158号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

159号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

160号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

161号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

162号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

163号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

164号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、愛媛県から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

165号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

166号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

167号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏外〇名から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

168号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

事務局	<p>169号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>170号及び171号は、〇〇氏が、子である、〇〇氏、及び、〇〇氏へ、贈与を行おうとする申請でございます。</p> <p>以上、21件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>農地法第3条の申請について、以上21件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。151号から、順次、お願いたします。</p>
地区委員	<p>151、154、155号 問題ありません。</p> <p>152号 問題ありません。</p> <p>153号 問題ありません。</p> <p>156号 問題ありません。</p> <p>157号 問題ありません。</p> <p>158号 問題ありません。</p> <p>159、160号 問題ありません。</p> <p>161号 問題ありません。</p> <p>162号 問題ありません。</p> <p>163、164号 問題ありません。</p> <p>165号 問題ありません。</p> <p>166号 問題ありません。</p> <p>167、168、169、170、171号 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、21件を原案どおり許可することといたします。</p>
<p>農地法第4条関係</p>	
<p>次に、9ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>	
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>10ページをお願いたします。</p>

事務局 27号は、〇〇氏が、敷地拡張を行おうとする申請でございます。  
28号は、〇〇氏が、進入路に転用しようとする申請でございます。申請地は、既に、進入路として使用されており、その、是正案件となっております。  
29号は、〇〇氏が、敷地拡張を行おうとする申請でございます。  
30号は、〇〇組合が、敷地拡張を行おうとする申請でございます。申請地は、既に、農業用施設用地として使用されており、その、是正案件となっております。  
31号は、〇〇氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。  
32号は、〇〇氏が、貸店舗を建設しようとする申請でございます。申請地の一部は、既に、宅地として使用されており、その、是正案件でございます。  
なお、是正案件である、3件の申請者には、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。  
以上、6件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 農地法第4条の申請について、以上6件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いいたします。

地区委員 27号 問題ありません。  
28号 問題ありません。  
29号 問題ありません。  
30号 問題ありません。  
31号 問題ありません。  
32号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上6件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、12ページ、議案第3号、農地法 第5条の規定による、許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
13ページをお願いいたします。  
170号は、〇〇会社 が、〇〇 氏 外〇名から、所有権移転を受け、貸店舗を建設しようとする申請でございます。  
171号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。  
172号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、開発緑地へと転用しようとする申請でございます。  
173、174号は、〇〇 氏、並びに、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。  
175号は、〇〇会社 が、〇〇 氏 外〇名から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。  
176号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地の一部は、既に、宅地として使用されており、その、是正案件でございます。  
177号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。  
178号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。  
179、180号は、〇〇会社 が、〇〇 氏 外〇名、並びに、〇〇 氏 外〇名から、所有権移転を受け、宅地分譲及び、分譲地への進入路の拡幅を行おうとする申請でございます。  
181号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。  
182号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。  
183号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け、事務所を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に、宅地として使用されており、その、是正案件でございます。  
184号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に、宅地として使用されており、その、是正案件でございます。  
185号は、〇〇法人 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、

事務局 農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。申請地の一部は、既に、宅地として使用されており、その、是正案件でございます。

186号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

187号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。

188号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に、宅地として使用されており、その、是正案件でございます。

189号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に、造成が始まっており、その、是正案件でございます。

190号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

191号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、貸店舗を、建設しようとする申請でございます

192号は、〇〇 氏が、西条市の公売により取得した土地を、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

193号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に、宅地として使用されており、その、是正案件でございます。

194号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

195号は、〇〇 氏 外〇名が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

なお、是正案件であります7件につきましては、申請者に、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。

以上26件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 農地法第5条の申請について、以上26件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、願います。170号から、順次、願います。

地区委員 170、171、172号 問題ありません。  
173、174、175号 問題ありません。  
176号 問題ありません。  
177号 問題ありません。  
178、179、180号 問題ありません。

地区委員	<p>181、182、183号 問題ありません。</p> <p>184号 問題ありません。</p> <p>185号 問題ありません。</p> <p>186号 問題ありません。</p> <p>187号 問題ありません。</p> <p>188号 問題ありません。</p> <p>189号 問題ありません。</p> <p>190号 問題ありません。</p> <p>191、192号 問題ありません。</p> <p>193、194号 問題ありませんが、194号の案件についてご報告させていただきます。当該地は、当該地の西の田の水戸からのさわたしになっており、耕作者から私の方へ受け人が了解しているかどうかの確認を取ってほしいとの電話がありました。私の方から、手続きの仲介をしました業者を通じ、受け人に確認をしたところ、受け人の方で排水管を設置するという事で問題は解決しましたのでご報告をしておきます。</p> <p>195号 問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上26件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p style="text-align: center;">農業振興地域整備計画変更について</p> <p>次に、20ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p> <p>10号は、西条市長 玉井敏久 氏が、国営緊急農地再編事業の事業区域とするため、申請地を、農用地区域に編入しようとする申請でございます。</p> <p>11号は、〇〇 が、倉庫、車庫として使用するため、隣接する申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。</p> <p>11号につきましては、まずは、農業振興地域の整備に関する法</p>

事務局	<p>律の手続きを完了した後に、農地法の手続きに入ることになっております。</p> <p>以上2件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いたします。</p>
地区委員	<p>10号 問題ありません。</p> <p>11号 問題ありません。</p>
議長	<p>その他、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、2件、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。</p> <p style="text-align: center;">農用地利用集積計画関係</p>
議長	<p>次に、25ページ、議案第5号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書28ページから、53ページとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、122件、面積は、42万3,351.08㎡となっております。</p> <p>また、所有権移転は、4件、面積は、9,411㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

議長 次に、54ページ、議案第6号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

56ページをお願いいたします。

〇〇氏が、中間管理機構から、古川の農地4筆を、借り受ける申請でございます。

なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

次に、議案書57ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

平成31年1月16日から、平成31年2月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、58件、現況証明願いを、2件、農地バンクへの農地登録申請及び、利用登録を、各1件ずつ、農地法施行規則第29条第1項、200㎡以下の農業用施設の届出を、2件、それぞれ受理いたしております。ご了承をお願いいたします。

続きまして、74ページをお願いします。

従来からご意見のありました「農業委員会だより」の発行につい

て、これまで、幹事会にて協議を行ってまいりました。

その内容につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、発行理由については、委員会、委員の活動のPRや、農地法を始めとする制度の周知、農地の利用集積や、遊休農地防止への呼びかけ等を目的として発行いたします。

発行回数は、年1回、又は2回を目途に行います。

発行対象は、市内全戸、市内農業者、準組合員を含む農協の組合員等の意見がございました。

配布方法については、市広報への折込、農協に配布協力を依頼する、独自発行ではなく、市広報に掲載依頼（特集を組んでもらう）等の意見がございました。

初回の発行時期でございますが、来年度、平成31年度中。現委員の在任期間中である、平成32年7月までに。新委員の紹介を兼ねて、次回の委員改選後などの意見が出ております。

作成方法につきましては、各地区から編集委員を選出し、全体で10名程度となる編集委員会を組織したいと考えており、編集委員会を中心として、取材、記事等を作成することとしております

発行にあたっての予算措置についてですが、独自発行の場合、予算の確保からとなりますので、今後、総会の決議を経て、市へ要望し、予算確保を目指すこととなります。市広報にて特集的に行う場合は予算不要となります。

委員会だよりについては、今まで、幹事会において協議してまいりましたが、今後は、全体で協議を行い進めていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今回の報告を参考とし、検討していただいた上で、今後の総会にて、ご意見等をいただければと思います。なお、75、76ページは、農業委員会だよりを発行している県内6市町の発行状況でございます。宇和島、大洲、伊予、松山、新居浜の5市と、鬼北町でございます。

また、西予市も、発行してございましたが、ここ数年、発行をお休みしているということで、今回の調査には含まれておりません。

ご参考にしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

### 【スライドにて、他市の農業委員会だよりの紹介】

#### 【県外】

- |      |                      |       |
|------|----------------------|-------|
| 京田辺市 | (H29 農業委員会だより全国コンクール | 最優秀賞) |
| 一関市  | (H29 農業委員会だより全国コンクール | 優秀賞)  |
| 松本市  | (H29 農業委員会だより全国コンクール | 優秀賞)  |
| 館山市  | (H25 創刊号)            |       |

事務局

【県内】

松山市、新居浜市、大洲市

【その他】

西条市の近年の広報掲載状況を紹介

議長

事務局の方から、今まで幹事会で協議してきた内容を取りまとめ、発表してもらったわけでございますが、これについて、まずは賛否を問うわけでございますが、本日報告して、そのまま問う訳にはいきません。先ほどの事務局からの報告にもありましたように、幹事会の中では、今期に1回発行してはどうかという案と、委員改選となる32年度からスタートしてはどうかという案と、2案が出ていた。

みなさんに賛否を問いたいのは、農業委員会として「農業委員会だより」を発行するのか、しないのかという一つの大きなテーマでもあります。その賛否を問いたいのと、事務局主導型では発行するのは難しいので、委員のみなさん方が協力して作ったものを事務局がアドバイスをするような方向で行かないと、今の職員体制では無理ではないかと思う。そのようなことから、できれば、先ほどの報告にもあったように、編集委員という委員の選出方法、そして、その中で1名は代表者を募っていただいて、そういう形でスタートを切りたいと考えております。

本日、近隣の市町の「農業委員会だより」も見ていただいたと思いますが、次回、4月の総会において「委員会だより」の発行についての審議をしていただきたいと考えており、みなさんのご意見等を、来月の総会にて発表していただいて、発行するか、しないのかを決めるのと、発行するという意見が出れば、編集委員の組織を立ち上げたいと考えておりますので、その辺りを踏まえまして、地域に持ち帰ってご相談願いたいと思います

そのような流れですが、本日、ご意見等がある方は、ご意見を出していただき、それも参考にしたいと思います。お願いします。

どなたでも結構ですので、このことに関して、ご意見、ご感想があれば出していただきたいと思います。

〇〇委員、女性委員さんの方から、この件について、何かご意見等ございませんか。

〇〇委員

せっかく、研修もしたので、前向きにと捉えないといけないと思う。発行することに関してはいい話であるし、活動の一つとして増やしていくのはいいと思うのだが、やはり、内容というか、年何回発行するかとか、配布対象であるとかだと思ふ。配布対象によって

〇〇委員 も、回数とか中身は変わってくると思うので、先ほど会長が言われたように、発行するのかわからないのか、まずそこを決めてから、中身というか、どこから決めていけばいいのかわからないが、それらを決めて前向きにやっていけばいいと思う。

女性農業委員の県の組織があるが、そちらでも、やはり、広報はしていかないといけないという意見が出ているが、なかなか後が続かないという意見が出ており、県の女性農業委員の組織でも課題となっている。

女性農業委員だけで発行するよりは、こういう形で、全体で取り組んでいただければ継続もできると思うので、是非、農業委員会全体で取り組んでいただきたいと思うし、発行に対して、協力はしないといけないと思う。

議 長 ありがとうございます。〇〇委員、若手の委員の意見として何かありませんか。

〇〇委員 私の私的な意見としては、農業委員がどのような活動をしているかということ、若い世代ではわかっていない方が多いと思うので、いい機会ではないかなと思う。

具体的なことは言えないが、みなさんの意見を統合して作っていただければいいのではないかなと思うが、みなさんの負担にはなると思うので、年に1回程度でいいのではないかと考える。そして、もっと必要であると思われるのであれば、今後、増やしていくというのが、現段階ではいいのではないかと考える。

〇〇委員 私の意見としては、まずは、広報の1コーナーという形で始めて、それで好評を得れば、「議会だより」のように冊子にすればいいのではないかなと思う。最初から、冊子というのは、情報や、ネタなどの関係があり、みなさんの負担も多くなるのではないかなと思うので、最初は、農業委員会からのお知らせという感じで、広報の1コーナーから始めればいいのではないかなと思う。

議 長 幹事会の中でも、西条市にはJAが2つあり、それぞれが広報誌を出している、それに重複しないような感じで情報を出さなければならないのではないかな、という意見が出ていて、回数が増えれば、ネタは少なくなってくるのではないかなと思う。

それと、独自で発行するのであれば、予算取りの事もあり、事務局が言っていたように、市の広報で農業の特集を組んでもらうという方法もあるので、その辺りは、今後、検討の余地があるのではな

議長 いかと考えている。

発行にあたっては、みなさんにお手数がかかることになる。報酬も少ない中で、こんなこともしないといけないのかという方もいらっしゃるかもしれないが、そのようなことも含めて、どのようにしていけばいいか検討していきたいと考えている。

〇〇推進委員、何かご意見ありませんか。

〇〇推進委員 佐伯委員、若い方が言っていたように、農業委員会とは、どのような仕事をしているのかという基本のところからの広報というものを、会として積極的にアピールしていかないといけないと思いい、昨年の6月の総会にて発言させていただいた。

一年間を通じ、研修等を進める中で、これだけの具体的な方針というものが固まりつつあるが、どうしても、委員の負担にならない範囲での発行というところで考えていかないと、長続きしないと思うので、今後とも、新年度となる31年度、6月の総会の中での運営方針として、委員会としての議決をいただいて、その方向性というものを含めた中で、具体的な発行、そして、継続に向けての方針というものを見つめていけばいいのではないかと考えている。

議長 ありがとうございます。他に、何か、ご意見等ございませんか。

〇〇委員お願いします。

〇〇委員 「農業委員会だより」の発行について、総論については賛成ですが、我々が中心となって原稿を作るということについては、経験もないことですので非常に不安です。資料を見る限り、他市町においては、事務局にて作成されているようである。できるだけ努力はしたいと思うが、不安の方が私自身はある。

言われているように、我々が作るというのが、より、現実的ではあるというのはわかるのだが、非常に抵抗はあると思う。

議長 事務局、県内の状況というのはどうなっているのか。わかる範囲でお答えいただきたい。

事務局 75ページに掲載しております、作成方針のところでございますが、だいたいのところが、事務局で作成となっているが、研修に伺った京田辺市でもお話があったように、原稿のネタとなる、地域の話題であるとか、担い手の若手の方の話であるとか、いわゆる、原稿のネタを探していただくということは、委員さんをお願いしな

事務局 くては、事務局ではなかなか探しにくいと考えます。

「委員会だより」の中身ですが、市の広報、JA、色々広報誌を出されているが、JAで言うと、地元の特産物の特集、研修施設で営農の研修している方の紹介などがある。地域によっては特産的なものの紹介などがベストなのか、それとも、市の方針で行くと、今はやりのキウイあたりを取り上げるのがいいのか、中身については、色々難しいところであるが、事務局としては、基盤となる、お米、野菜というものを対外的に出していきたいということを考えている。

委員のみなさんについては、いわゆる旬の話題をお出しいただくことが、委員さんの大きな役割になろうかと思う。

ただ、年に1回となると、定例的な記事、ありきたりな記事になってしまい、読者にあまり開いていただけないことになってしまう恐れがある。その辺り、京田辺市でもあったように、地域の持ち回りで、その地域の話題の紹介というものも考えていく必要があると思う。

それと、以前、垂水委員からもご意見があったように、3条、4条、5条という制度の基本的な部分も紹介していく必要があると考えている。今回の議案にもありましたように、いわゆる是正案件、始末書が提出されているというものが多くみられ、気になる部分である。そのようなことから、事務局のターゲットの一つとしては、不動産屋や、建築業者の方々等に、制度のお知らせや啓発をしていく必要があると考えている。

議 長 この件に関しては、全て丸投げという訳にはいかないと思う。

委員の皆さんには、現状を踏まえて色々考えていただいて、1つでも、できれば前向きに考えていただきたいと思う。一度発行できればどうにかなるのではないか、最初のスタートまでが大変かもしれないが、総会を通じて前向きにできるように準備だけはしていきたいと思いますので、よろしくご検討願います。

以上で、総会を終了させていただきます。直接のご意見がありましたら、また、事務局の方へお伝えいただけたらと思いますし、情報等ありましたら、いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の総会は終了させていただきます。慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認

## 9. 閉会の日時

平成31年3月5日 午後3時00分